

A Girls' Vocational Education by Kaijiro NOTO MI

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/41501

納富介次郎の女子職業教育

濱 太一 鳥居 和代

A Girls' Vocational Education by Kaijiro NOTOMI

Taichi HAMA and Kazuyo TORII

はじめに

納富介次郎（のうとみ かいじろう、1844-1918）は、公立の工業学校としては日本最初の金沢区工業学校（現石川県立工業高等学校）を設立した人物として知られる。『澳国博覧会参同記要』¹によれば、納富は「肥前国小城藩ノ皇学家柴田花守ノ第二子ニシテ弘化元年小城ニ生ル歳十六同藩氏納富謀ニ養ハレテ其性ヲ襲フ氏性画ヲ嗜ム万延元年歳十七出長崎ニ遊ヒ画学ヲ修メ居タリシ」²とある。絵を得意とし、17歳の時長崎で画学を修めた納富が、明治20年（1887）に地方都市である金沢に工業学校を創設し、男子のみならず女子にも職業教育をおこなったのである。

納富が、明治期の早い段階で女子に職業教育をおこなったことは、特に注目されることから、拙著『工業教育思想の研究－納富介次郎と金沢区工業学校－』³において、女子職業教育を取りあげた。しかし、使用した資料は雑誌『日本漆工』と『佐賀新聞』および畑正吉の著書『工芸の先覚者納富介次郎先生』⁴のみで、しかも納富の実践例を取りあげたに過ぎなかった。

そこで拙著を含め、三好信浩の著書『日本工業教育成立史の研究－近代日本の工業化と教育－』⁵、『手島精一と日本工業教育発達史－産業教育人物史研究Ⅰ』⁶、『日本の女性と産業教育－近代産業社会における女性の役割－』⁷、『日本工業教育発達史の研究』⁸を先行研究として扱うこととする。

まず、三好は『日本工業教育成立史の研究－

近代日本の工業化と教育－』において、手島精一の欧米事例から実業学校の5類型を紹介し、「その5番目が女子職業学校で、12、3歳以上の女子に実業を教える」⁹として、手島の女子職業教育の必要性を取りあげている。しかし、この時点では納富の女子職業教育については特に扱っていない。次に三好は『手島精一と日本工業教育発達史－産業教育人物史研究Ⅰ』で「工業社会における女性の役割」として、手島は日本の工業界においては、女性の進出を奨励しなかったと論じた。その理由として「第一に彼の持つ良妻賢母の女性像、第二は日本の工業社会には女性を受け入れる条件整備が不十分」¹⁰の二点をあげたが、一方の納富は金沢区工業学校で、女子を職業に就かせるため、職業教育をおこなっており、手島に着目するだけでは不十分といえる。さらに、三好は『日本の女性と産業教育－近代産業社会における女性の役割－』で、江戸から昭和にかけて工業、商業、農業の各分野の女子職業教育を産業教育史的にまとめた。その中で三好は、工業関係の女子教育について「女性を入れ込む工業教育の構想が全く無かったかといえそうではない。納富介次郎はその数少ない先覚者である」¹¹と納富の女子教育構想のみではあるが取りあげた。最後に、三好は『日本工業教育発達史の研究』で、はじめて手島と納富の女子職業教育実践を論じている。三好は、手島が校長に就任するのは東京職工学校が東京工業学校に改称された後の明治24年（1891）で、納富はそれ以前に金沢区工業学校と

名乗ったことについて評価している¹²。また、「開校時には専門画学部にも女子生徒がいたし、美術工芸部の繡物科と普通工芸部の裁縫科は全員が女子生徒であって、共学の先駆をなしたこと」¹³と男女共学が取りあげられている。しかし、女子卒業生が地元産業に貢献した点については記述がない。さらに三好は、「工業社会には女性を受け入れる条件整備が不十分」という手島の考えを取りあげたが、納富は金沢区工業学校で裁縫科や繡物科を設置し、女子に技芸・技術を身につけさせ、女性の働く場所を拡張させていたのである。このような納富の女子職業教育の取り組みを改めて再考し、位置づけなおす必要がある。とはいえ、拙著でも手島の女子職業教育と納富との教育がどのような点で異なるのか、またどのような特徴があるのかについての議論が十分なされていない。

そこで本稿では、これまで特に扱われてこなかった明治初期の女子職業教育がどのような過程を経て成立したのかを、手島が関わった「共立女子職業学校」、納富が創設した「金沢区工業学校」の両校を比較、検討し明らかにする。そして、納富が実践した女子職業教育の先駆性や特徴をも明らかにしたい。

本稿の骨子の第一点は、明治初期に政府がおこなった女子（職業）教育政策の考察である。政府の女子職業教育政策が、納富の職業教育とどのように関係していたのかを明らかにする。

明治初期、政府においては、文部省は師範学校で女教師を育成し、内務省が女子の職業教育を担っていた。内務省は、明治5年(1872)富岡製糸場で外国人女教師による女子教育をおこなった。明治8年(1875)には内務省勸業案内で、納富や円中文助が、女子の職業教育をおこなっている。円中は石川県の出身の商人で、納富と同様ウィーン万博に参加した製糸部門の随員である。円中は帰国後「各府県ノ生徒男女共ニ百六十余名ヲ招集シ…[中略]工女ノ養成及監理法ヲ教示セリ」¹⁴とあるように、各府県から招集した女子を工女として養成している。一方「名

称ヲ製糸学校トナサントシタルニ学校ト称スルトキハ文部省ニ衝突スルノ嫌アルヲ以テ単ニ製糸試験場ト為シタル」¹⁵とあるように、文部省との衝突を避けるため「学校」という名称を使わず「試験場」としている。こうした「学校」の管理・統制権をもっていた文部省は、どのような女子職業教育をおこなおうとしたのかを、納富が勸業寮で実践した女子教育と比較検討することで明らかにする。この点を論考するうえで、文部省からは、海外で経験をつんだ文部省官吏の手島を、農商務省からは納富を取りあげる。

第二点は、手島と納富の女子職業教育方針、実践内容の比較検討である。三好は『日本の女性と産業教育』の中で、手島が共立女子職業学校でおこなった教育は「明治19年開校した共立女子職業学校の経営に従事したが、彼の当初の女子技芸学校の構想に揺らぎが生じ、最終的には、良妻賢母を目指した高等女学校の方向に大きく傾斜することになった」¹⁶と論述した。さらに、その良妻賢母については「手島は科学思想や工業思想を賢母の条件にした」¹⁷として、良妻より賢母を重視したと述べている。しかし、手島の考えがどの時点で、なぜ変わったのかについての論考がなされていない。そこで、手島が学校創設と教育に関わった共立女子職業学校における「良妻賢母」の女子職業教育が、納富の女子職業教育とどのような相違点があるのかを明確にすることにしたい。参考資料として『共立女子学園百年史』を使うこととする。

1. 明治初期文部省の女子教育方針

はじめに、明治初期の文部省や文部官吏たちは、女子教育についてどのような方針だったのかを論考したい。

明治5年(1872)太政官布告によれば、「学問ハ士人以上ノ事トシ農工商及ヒ婦女子ニ至ツテハ之ヲ度外ニヨキ…[中略]一般ノ人民華士族農工商及婦女子必ス邑ニ不学ノ戸ナク家ニ不学ノ人ナカラシメン事」とし「一般ノ女子男子ト均ク教育ヲ被ラシムヘキ事」とあるように、女子の教育

もまた、急務かつ重要な教育方針だった。

このような方針の背景には、明治6年(1873)から12年(1879)頃まで、文部省の行政に直接あたっていた田中不二磨の存在がある。田中は、明治4年(1871)の岩倉使節団理事官として欧米を視察した。さらに、明治9年(1876)のフィラデルフィア万博では、米国の教育調査をおこなった。後述するが、この調査団の随員の一人に手島精一がいた。こうした渡航経験から影響を受け、欧米諸国特に米国の教育制度を模範とした教育政策を執ったのである。

文部省は、教育行政の顧問として米国人のモルレーとスコットを雇っていた。これについては、森有礼の推薦があつて実現している。そのことは、「明治四年十月五日少辨務使に任じられ、アメリカ駐在仰付、交際事務及び留学生管轄を命じられた...[中略]明治四年暮には全権大使岩倉具視の一行を迎え...[中略]森は明治五年二月アメリカの各大学総長等知名の士に書を送り、日本の教育問題に関する意見[一、一国の農業上工業上ニ於ケル利益ニツイテ引用者注]を求めた...[中略]ラドガースカレッジの教授ダビッド・モルレーが、森の問いに答えた一人であり、就中懇切な意見を披露し、大いに森の敬承するところとなり...[中略]この人こそ日本の教育の指導を託すべき人と考えた。彼が日本政府の招聘を受くるに至つたのは、森の推薦」¹⁸であつたという叙述からわかる。そのモルレーは、文部省の田中不二磨のもとで仕事をおこなつた¹⁹。中でも、モルレーは女子教育に関する意見を述べている。一つには女子教育一般、二つめは女教師の養成である。一つめの女子に対する教育とは「母として又家庭婦人としての教養及び品性の向上にあり」、つまり、賢い母から賢い子が育つと考へ「良妻賢母」を女子の教育方針としたのである。その方針を実行するには、女子のための近代学校が用意されなければならなかつた²⁰。そこで、明治7年(1874)に文部省は、官立の女子師範学校を設け、二つめの方針である女教師の育成を目指した。しかし「小学校に於い

ても女兒の就学は遥かに男兒の就学に劣り中等教育の必要に至ては世人之を夢想だにせざるもの多かりき」²¹という状況であつた。女子の就学状況については『近代日本の女子教育』²²によると、学制が發布された後の明治6年(1873)では、小学校における女子の就学率は15.1%で、男子の39.9%に比べると遥かに低く、明治15年(1882)になつても男子の67.4%に対して女子は31.0%と低いままであつた。ましてや上級の学校への進学率はさらに低かつた。その理由として、華族女学校や東京女子高等師範学校で英語を教えたアリス・メイベル・ペーコンが、そのときの体験をもとにまとめた著書に「早いうちに結婚を決められてしまい、学校を続けることができない」²³、「又家族の多数は旧式の思想感情に支配せらるゝ。家庭に欧風の教育を受けたる新婦を迎え家庭の調和を欠もの亦少なからず」²⁴ということがあつた。さらに貧家の父母は、学費の工面での苦勞や家事の手助けをさせる必要があつたことから、学校に通わせることをしなかつたことなどをあげている。

こうした学制の布告が「公教育に就きて何等の経験も有せず而かも国情の如何を省みずして文化教育程度我より数等高き欧米諸国の制度」²⁵であるとの批判が起り、学制は国内の実情に合はず廃止され、明治12年(1879)9月には「教育令」が發布されることになつた。

教育令を發布した文部省は、小学教科においては「第三条 殊ニ女子ノ為ニハ裁縫等ノ科ヲ設クベシ」とし、さらに女子教育を進めるため「明治12年に栃木県に第一女子中学校、岐阜県に普通女学校を創設し、男子の中学校と同様の学科を授け特に女子に対して特別の注意を為さざりし」²⁶とあるように、各県に公立の女子学校を創設した。後に地方の金沢でも創設されている。明治初期の石川県では小学校が明治6年(1873)から10年(1877)にかけて54校つくられ、女子中等教育機関としては、師範学校一校があつた²⁷。しかし、「女子教育の価値は未だ

国民一般に理解されることがなく女学校は教育界の一隅に僅かに命脈を繋ぐに過ぎずや²⁸という状況であり、普及していたわけではなかった。こうして教育令も学制と同様、社会の実情に適さなかったことや自由放任であったとの批判があり廃止され、教育令は僅か一年で改正されることになった。

明治13年(1880)には「改正教育令」が發布された。明治10年(1877)から文部省より米国に派遣されていた伊沢修二が、将来の我が国にとって工業教育の振興が最も肝要である²⁹と文部省に上申した。そこで、文部卿九鬼隆一や文部少書記官浜尾新は、職工学校設立の具体案を練った。九鬼の後任となった文部卿福岡孝悌が建議し、その認可が下りた明治14年(1881)には、東京職工学校が創設された。この学校は職工を養成するというより、職工を養成する教員を指導し、工業水準の質的向上をはかるという目的があった³⁰。このように、東京職工学校は男子を対象とした職業教育をおこなうための学校であり、女子の職業教育を積極的に目指していたということではなかった。

明治18年(1885)は、国内が深刻な不況で学校数及び生徒数が減少し就学率も減退していた。そこで文部省は、この年の6月に地方の教育費を節減することを目的として「教育令」の改正を稟請した。文部省は、明治19年(1886)3月に「学校令」を公布し、この学校令で教育費の削減と国家主義政策を目指した。この国家主義の目的とは「富国強兵」である。この目的を達成するには女子の教育が重要だった。それは「富国強兵の根本は教育に在り。教育の根本は女子教育に在り」³¹とあるように、女子教育を強調しつつ、国家の発展と結びつけるための学校令だった。

その具体的な施策の一つが、東京師範学校と東京女子師範学校の合併である。これまで別々に存在していた男子と女子の師範学校を統合し、管理統制のもとで、小学校教員を養成することがねらいであった³²。また、同年4月には「中

学校令」を發布し「第十二条 農業、工業、商業の専修科を置くことを得、且つ実科を設けること」³³を定め、殖産興業も進めようとした。

このように文部省は、国家発展のための政策の一つとして、女子教員を養成するための教育を進めた。しかし、女子の職業教育という点では、課題が残されていた。こうした中であって、私立の「共立女子職業学校」が成立した。

2. 私立「共立女子職業学校」の設立

女子の職業教育を実践するために、私立共立女子職業学校の設立を目指した人物がいる。そこに関係した中心的な人物が、宮川保全と手島精一である。

宮川は、嘉永5年(1852)に江戸で生まれ、明治7年(1874)文部省の官吏となる。明治8年(1875)に政府が、女教員の養成を目的として東京女子師範学校(現お茶の水女子大学)を開設したのを機に、文部省官吏から東京女子師範学校に移り、明治19年(1886)に至るまで勤めた³⁴人物である。

明治18年(1885)8月、森有礼が文部省御用掛で東京師範学校監督の職に就いていたとき、財政の削減や管理統制のために東京師範学校と東京女子師範学校の合併がおこなわれた。これに対して宮川は、東京師範学校と東京女子師範学校を統合すれば女子の教育の場はもちろん、教員たちの仕事を奪うとして反対し、明治19年(1886)に文部省を辞職した。この統合は、予告なしに、抜き打ちにおこなわれたと『共立女子学園百年史』³⁵に記述がある。文部省を辞職した宮川は「主唱者となり東京女子師範学校に關係のあった有志を交えて発起人となり本校〔共立女子職業学校—引用者注〕を設立した」³⁶のである。有志の中には、罷免された東京女子師範学校の教師がいた。また、その設立の趣旨とは「我が国の女子教育をして完全なる発達を遂げんためには徒に学理の末に趨り実業を軽んずべからず本校は女子に授くるに適當なる技芸を以てする」³⁷というものであった。その設立

趣旨の背景として、一つは「官立学校は、その長官の代わる毎に主義主張を変更し、生徒は全く其の方向に迷ふ...[中略]此の有様を見て感慨に堪えませんので是非とも是は女子の為に私立学校を設立して、一定不動の主義の下に教育を授けねばならぬ」ということ。二つめは「明治十八年の交はまだ然るべき女学校もなく、普通家庭の女子は小学校の課程を終われば、遊芸を学ぶの外為す事なし」という社会の実情を打開したい³⁸ということであった。

森有礼は、国家発展のためにと師範学校の統合を実施したのだが、宮川はそれでは女子のための教育を目指すことにはならないと主張し、独自に女子の職業教育へと邁進した。森と宮川は同じ文部省に務めていたのだが、こうした意見の食い違いもあったのである。

次に、米国で岩倉使節団の通訳をし、帰朝後に文部省官吏となった手島精一が、共立女子職業学校設立に関わる背景についてみていきたい。

2. 1 手島精一と共立女子職業学校

はじめに手島精一の略歴をみておくことにする。手島は、嘉永2年(1849)1月、沼津藩士の田邊四友の二男として生まれた³⁹。幼い時に、同藩士手島右源太の養子となり、手島氏を名乗ることになる。明治5年(1872)米国留学中に「全権大使岩倉公の一行を迎え、其の通訳の一人」⁴⁰となり、使節団とともに米国各地を視察した後、英国にも渡り7年(1874)に帰国した。翌年7月には東京開成学校雇、同年8月監事となった。次に、明治9年(1876)3月「東京開成学校製作学教場事務取締役兼勤、同年四月に文部省八等出仕となり、文部大輔田中不二麻呂に随行して米国に航し、フィラデルフィアに於ける米国独立記念大博覧会の日本出品事務を処理」⁴¹した後、『米国百年期博覧会教育報告』⁴²をまとめた。また、教育博物館館長補佐になると、明治11年(1878)の第3回パリ万博では、文部省九鬼隆一の随行員として、教育調査を引き続きおこなった。さらに、明治17年(1884)の万国衛生博覧会がロンドンで開催されると、文部省事務

官として再び派遣された。こうした渡航経験から「特定階級にある婦女子のための高等女子教育を含め、より広い意味での女子職業教育の振興」⁴³を目指すようになった人物なのである。

このような経歴を持つ手島が、共立女子職業学校の設立に関わることになった。それは、手島が文部省の官吏であったことが大きな要因となっている。

先のように森有礼の師範学校合併に反対した宮川が、明治19年(1886)8月に校長を服部一三として、共立女子職業学校の「設置願」を有志とともに東京府知事に提出した⁴⁴のである。この「設置願」が提出されるまでの発起人が、文部省官吏の手島と服部であった。以前、文部省官吏であった宮川が、学校設置の認可を受けやすくする方策として、文部省官吏の手島と服部を発起人に加えていたのである。手島は文部省官吏という肩書きの他に、明治19年(1886)8月に「実業教育の振興」という題目で論文を『教育時論』に掲載していたことも、宮川が手島を発起人とした要因である。

手島は「欧米諸国が今日の如き開明富強の結果を獲たる原因...[中略]要するに工業技術の盛なる職由す。...[中略]是我国に在ても工芸殖産の道を振興すべき所以なり。...[中略]今や本邦に於て施設すべき実業教育の種類にて目下其多からんことを望む者は、小学校の手工、農業科、徒弟学校、女子職業学校の三種とす」⁴⁵と発表していた。このことから宮川は、手島を共立女子職業学校創設の発起人としたのである。

次に、こうした手島の「工芸殖産」という考えが、共立女子職業学校においてどのように実現されたのであろうか。以下検討したい。

明治19年(1886)9月に共立女子職業学校設立の認可が下りると、「共立女子職業学校長になったのは宮川保全といふ人でありました。...[中略]当時、広く一般の女子は未だ知らなかったから、学校も甚だ振るわなかった。それでかどうか一臂の力を添へ欲しいと云ふことを、私と私の同僚であった服部一三君とに依頼をさ

れた...[中略]御互にこの女子職業学校に力を尽くして見ようではないかと云ふことで、乃ちその学校に力を入れたのであります...[中略]全国にさう云ふ種類の学校が出来たならば、女子の社会に於ける地位を高くし、又一面、女子が家を治めるに就ての知識と技芸とを得たならば一家が安寧となり従って、国家も安寧になるだろうと云うので共立女子職業学校に力添えした⁴⁶のである。このように手島は、共立女子職業学校の創設に協力した。

しかし、後に手島の考えが変化する。それが「この学校も、職業専一と云う前の考えは、幾分変えなければならぬ必要が起こった...[中略]女子の便利を図り、又謂ゆる良妻賢母の教育という方に方針を向けると云うことは、学校として決して不得策ではあるまいという所から、教育の方法も亦教授の科目も多少変更し、又其の要求に応じて、時勢の進展に従って推移して居る⁴⁷とあり、設立の趣旨にみられた「女子の職業学校を設け、専ら女子に適する諸々の職業を授け...[中略]実業の教育を女子に授けしめられんこと吾らが偏に望む所なり⁴⁸とあったような職業教育ではなくなり、「良妻賢母」を目指す女子教育へと転換したのである。この手島という時勢とは、文部省の方針を指していると考えられる。以下、検討したい。

手島が、実業の教育から良妻賢母の教育へと方向転換した要因に、文部省との関係の変化がある。一つは「明治20年に文部省用地に其校舎を新築するに付去三十一日手島文部會計局次長服部参事官が右地所見分の為め出張せられたり⁴⁹ということがあり、手島が文部會計局次長という立場で校舎移転地の見聞をしていることである。

二つめに「私立に据置くものと雖も文部省の監督に属せしめらるる筈にて己に神田錦町の有志共立職業学校の如きは今度一ツ橋へ移転し官立に属したり⁵⁰とあるように、学校規模拡大のための移転条件として、共立女子職業学校が官立の学校に属することが必要だったことであ

る。

三つめに、共立女子職業学校において「森文部大臣が明治21年3月に天皇皇后陛下とともに生徒の作品をご覧に供し、皇后陛下より金貳百円を賜ふ⁵¹といったことがあった。こうした要因から、手島は明治24年(1891)5月に第二代校長に就任したのを機に、森が推進した「良妻賢母」施策に従ったと考えられる(ただし、森は明治22年(1889)2月に暗殺される)。この「良妻賢母」については、『森先生伝』に詳しい記述がある。

森は「女子教育の主眼とする所を要言せば人の良妻となり人の賢母となり一家を整理し子弟を薫陶するに足るの気質才能を養成するに在り女子教育にして宜きを得ざる間は教育の全体強固ならさるなり国家富強の根本は教育に在り教育の根本は女子教育に在り女子教育の挙否は国家の安危に関係することを忘るへからず⁵²とあるように、国家主義の立場から良妻賢母を重視していた。

こうして、手島によって共立女子職業学校は、当初文部省の方針とは一定の距離を置いた学校として創設されていたが、しだいに官立に属し良妻賢母を目指す学校となり、文部省に管理された共立女子職業学校となったのである。

その一方で、佐賀藩の一画工納富介次郎もまた、女子の職業教育を実践する。その納富が目指した女子職業教育とは、どのようなものであったのかについて、次に論考していきたい。

2. 2 納富介次郎と内務省勸業寮

納富は、文久2年(1862)幕府が清国との貿易調査を目的とした調査船千歳丸に、同藩の中牟田倉之助と共に上海に渡った⁵³。次に、明治6年(1873)にウィーン万博の開催が決まると、納富は「博覧会事務局十一等出仕ヲ拜命⁵⁴した。万博では審査官となり「審査官ニ挙ゲラレ充分欧州工芸品ヲ研究スルヲ得シ⁵⁵と欧州各国の工芸品を研究調査した。さらに「閉会后同年十二月十八日閣下ヨリ陶磁ニ関スル技術ノ伝習生〔留学生一引用者注〕ヲ命ゼラレ事務官随

行河原忠次郎ト共ニエルボーゲン氏ノ製陶所ニ入り或ハ工場ニ寄宿シテ其技術ヲ学ビ」⁵⁶とあるように、伝習生としてエルボーゲン製陶所で製陶画法やこれまで日本に最も必要とされていた「石膏模型製造法」⁵⁷を習得したのである。

特に納富は、欧米の女子工員が製作した繊細な刺繍品や工芸品に注目した⁵⁸。同年イギリスで開催されていた「英国経常博覧会賛同ノ顛末」⁵⁹でも「英国ノ人士ハ我陶磁器、漆器、絹布、刺繍等ヲ一見シ其精巧ナルヲ賞歎シテ止マズ始メテ我工芸等ノ発達シタル一建国ノ極東洋ニ存在セシコトヲ認定セシモノ如シ是ヨリ我帝国ノ名声ハ英国人間ノ嘖々スル所ト為リ」⁶⁰と陶磁器、漆器、絹布、刺繍等が英国人から「賞歎」されたことがうかがえる。しかし、一方で納富は、日本の製造品が欧州の品と比較して「堅牢軽便ノ点ニ於テ欠タル所アルヲ以テ実用ニ適セザルモノ多キ」⁶¹とし「我ニアリテハ当價ニ安ンジ敢テ改進ノ途ヲ求メズ独り自ラ足レリトシテ他ヲ知ラザル」⁶²など欠点も知ることができた。その欠点を補うためには、「学理講究ノ志ヲ興ソ以テ本邦工業ノ上ニ一大改進ノ途ヲ開カン」⁶³と考へ「欧州ニ於テ熟習習得シタル技術ヲ応用シ我邦刺繍ノ業ヲシテ盛大ナシメバ国益ヲ起スコト大ナラン」⁶⁴と刺繍で工業を興すことが急務だと認識した。さらに、納富は「塩田事務官ヨリ学資ヲ貸与セラレ納富介次郎河原忠次郎ニ氏ト共ニ同府〔ウィーン—引用者注〕ノ工業学校へ通学シ居タリ」⁶⁵とあるように、塩田事務官よりウィーンの工業学校で学ぶ許可を得ている。こうした納富の経験が、彼を女子の技芸教育へと向かわせるのである。

まず納富は、帰朝後の明治6年(1873)に開設していた工部省女子伝習所において、女子や職工たちに刺繍の下絵、陶磁器の石膏型製陶法や彩画法による絵付けを教え、殖産興業の一環として小規模ながら職業教育をおこなった。この工部省女子伝習所は、後に内務省の勸業寮に引き継がれたが、明治10年(1877)に勸業寮は西南戦争等の影響を受け廃止となった。そこで納

富は、技術伝習を継続するため塩田事務官や河原と共に、勸業寮の女子伝習所の名を江戸川製陶所と改め、「九谷其他地方ノ生徒及」⁶⁶とあるように女子に石膏型製陶法や刺繍の絵柄等各種の技術伝習を継続したのである。

3. 農商務省の女子職業教育と納富介次郎

明治14年(1881)には、殖産興業の政策を担った農商務省が設立された。その農商務省の職業教育に関する職制は「官設農商工ノ諸学校…〔中略〕ヲ管理シ、民立農商工ノ諸学校ヲ監督」⁶⁷することであった。しかし文部省は、農商務省の農商工諸学校管轄に反対し、諸学校の所管を主張して譲らなかった。そのため、農商務省は諸学校管轄から離れることになったのである。この文部省への移管に対して、ウィーン万博副総裁だった佐野常民が反対⁶⁸している。文部省が、円中に「学校」という名称を使わせなかったのも、このような管轄問題が絡んでいたのである。

こうして文部省は、諸学校についての管理・統括のすべてを担ったのである。そのため農商務省は、殖産興業を推進するための方策として、明治18年(1885)東京上野で「繭糸織物陶漆器共進会」を開催した。国内の博覧会を小規模化したもので、各地から出展された製品の技術力向上を目指すとともに審査もおこなうというものであった。また同時に開催された「集談会」では、各地から選ばれた職工たちと農商務省の官吏が、伝統技術の伝承方策や振興策について意見交換をおこなった。地方の職工からは、技術講習が必要であるとして、講師派遣の要望が出された。この要望は「巡回教師制度」として形を成した。この時、助言者として「集談会」に参加していた農商務省雇官吏⁶⁹の納富が明治19年(1886)、「巡回教師」となったのである⁷⁰。この「集談会」に参加していた石川県の県吏宮崎豊次が、納富を巡回教師として招聘した。納富は、宮崎から招聘されたのを契機として、宿願である工業学校の創設と女子の職業教育を目

指すのである。

3.1 納富次郎と金沢区工業学校

学校に関するすべての所轄権を握った文部省は、明治19年(1886)「学校令」の発布に引き続き、翌月の4月に「中学校令」・「諸学校通則」を公布し、中学校を「実業ニ就カント欲シ又ハ高等ノ学校ニ入ラント欲スルモノニ須要ナル教育ヲ為ス所トス」と規定した。そして、高等中学校と尋常中学校を二つに分け、高等中学校は官立、尋常中学校は府県立とし適宜設置してよいこととした。また、土地の状況によっては、文部大臣の認可を経て、商業、工業の科目を置くことができるようにした。さらに「諸学校通則」第一条では、各種学校の創設は知事に願ひ出ることで認可されることになった。このことから金沢区工業学校の設立もこの文部省の法令に従うことで創設が可能になった。また、郡区長の職責について森文部大臣は「郡区長ハ教育ニ実権ヲ握ルヲ斯ノ如キ教育ノ実権ハ文部大臣ト雖モ郡区長ニ及ハス此実権ニ対スル所ノ責任ハ至大至重ナリ」⁷¹と明治20年(1887)1月13日大阪府尋常師範学校郡区長及常置委員の席上で強調している。このような背景の中、金沢区長によって金沢区工業学校創設の決断がなされたのである。

当初、金沢区工業学校の設立の建議を金沢区長にしたのは、県吏官崎である。官崎は先述のように、明治18年(1885)上野で開催された繭糸織物陶漆器共進会に出席し、農商務省官吏として出席していた納富を石川県に招聘した人物である。この共進会の後、官崎は「金沢区に工業学校を設立せんことを区長に建議」⁷²した。その建議には「天稟ノ美モ彫琢ノ功ヲ経サレハ、連城ノ光ヲ放ツコト能ハサルカ如シ、農商務省夙ニ此ニ見ル所アリ、深ク本邦固有ノ美術意ニ意湮滅ニ帰セントスルヲ惜ミ...[中略]絵画ハ一科ノ学芸ニ過キスト云ヘトモ、其及ホストコロ頗ル広大ニシテ」⁷³とある。我が国の工芸技術が廃れるのは惜しく、絵画の一学科といえども、この学芸を進歩させることの影響は計り知れな

いほど大きいのであり、今こそ学校設立が必要である、との趣旨である。さらに加えて、納富は「区会ニ謀リテノ小画学校ヲ創設セシメントセシヨリ乃チ区會議員ヲシテ之カ拡張論ヲ為サシメ遂ニ画学ト併セテ各種ノ工業ヲモ教授スヘシトノ決議ヲ為シ」⁷⁴とあるように、画学校と併せ各種の工業を教える学校とするために区議會議員に掛け合っている。この建議をうけて、明治20年(1887)3月10日の「20年度第1臨時区会」において「20年度区費収支追加予算(工業学校費2,724円)を修正可決」⁷⁵し、7月金沢区工業学校を創設した。そして「区長ハ此事ヲ以テ一切氏ニ委嘱セリ」⁷⁶とあるように、巡回教師として来県していた納富に創設、運営等のすべてを一任したのである。開校当時の様子は『石川県立工業学校創立二十五年記念』⁷⁷から知ることができる。

「創業当時ハ世間未タ工業教育ノ何タルヲ解スルモノ多カラズ工業者亦学校ヲ重視スルノ所以ヲ知ル者甚タ少ク加之当時本邦中等工業教育ハ創始ノ時代ニ在リタルカ故ニ本校ノ経営上範ヲ他ニ徴スヘキモノ殆ント無ク其施設ニ当リテハ悉ク自ラ創始計画セサルベカラサリシヲ以テ開校」⁷⁸したと、名古屋高等工業学校長土井助三郎が祝辞で述べている。手本とするものがない中、納富は学校運営をすべて自らおこなっていた。また「本校創設当時ハ木ノ下陰ヲ潜リシ岩間ノ水ノ如シ微々タリシナランモ」との在校生代表佐古馨の祝辞から、設備等での納富の苦勞を知ることができる。

納富は、開校するにあたり、まず女子に入学資格を与えた。このことは女子の職業教育と合わせ、中等教育への進学之道を開くことでもあった。開校当時、十数名の教員と、生徒は男子90余名、女子80余名で、女子は美術工芸部の繡物科および普通工芸部の裁縫科に多く入学した。

こうして創設された金沢区工業学校は、明治22年(1889)には県に移管され、石川県立工業学校と改称されたと、石川県知事李家隆介が開

校当時を回想し祝辞の中で述べている⁷⁹。

このように納富は、多くの女子入学生を受け入れたが、女子にどのような職業教育をおこなったのか。以下、考察していきたい。

3.2 納富介次郎の女子職業教育

納富が、女子の職業教育を実践するにあたって影響を受けた人物がいたことが『日本漆工』掲載の「納富先生座談会特集」からわかる。それによると、金沢区工業学校第一回卒業生の島田佳矣は「納富先生は工業学校と云うものの必要を非常に感じられたものと見えまして...[中略]それは工業学校が日本にはなかったものですから...[中略]その時に私が見たのは、後に工学博士になられた、染色の何かと云う方がありますが、その人が著した工業学校の必要論があるのです。薄いものですが、それは染色が主なんです。そうして初めて工業学校が出来たのは金沢の区立で建てたのです⁸⁰と回想している。この「染色の何かと云う方」とは、『日本工業教育論』⁸¹を著した平賀義美である。

平賀は、納富と同じく農商務省官吏であり、明治18年(1885)繭糸織物共進会では番外(助言者)として二人は共に出席している⁸²。平賀と納富は、各県から参加した職工たちに講演や助言をしていることから、納富も平賀の話を直接、間接に聞いていることは十分にあり得る。

平賀の略歴は、次のとおりである。明治14年(1881)東京職工学校に奉職し染色法の教授や実習を担当した⁸³。明治17年(1884)9月には、農商務省御用掛を兼務した。明治20年(1887)3月東京職工学校を辞職したと同時に農商務省三等技師として正式に農商務省に入り、工業の指導奨励、技術講習の伝授、生産販売の調査、共進会博覧会の品質審査、地方巡回の仕事をおこなった⁸⁴。そして、東京職工学校教師や農商務省での経験や共進会の講演などをもとに『日本工業教育論』を明治20年(1887)に著した。その中で平賀は「目下本邦ノ状態ニ取り最モ必要ニシテ且ツ最モ有益ナル可キハ工業中学ノ設置即チ是ナリ...[中略]此ノ中学ハ特有物産ヲ出

スノ地方ヨリ始メテ漸次之ヲ各府県ニ及ボス事ト為スニ在リ」⁸⁵と述べていることから、地方において工業学校を創設し、多くの職工を育成することで産業の水準を高めることができるとしている。この平賀の主張が、納富に職業教育の実践へと向かわせた。納富は、勸業寮や巡回教師として実践してきたことをさらに一步進め、これまでの徒弟教育を改め、学校教育で工人を育てる工業学校創設を『日本工業教育論』が後押ししたとあってよい。さらに納富は、創設した工業学校で、ウィーン万博での反省をいかすため、女子のための「繡物科」や「裁縫科」を設置したのである。以下、さらに検討したい。

3.3 女子職業教育のための学科設置

納富が、金沢区工業学校で女子のための学科を設置した要因には、ウィーン万博審査官や伝習生としての経験がある。特に、エルボーゲン製陶所やウィーン工業学校で女子が仕事や勉強をしていたことは、納富に工業学校を創設させ、女子のための学科を設置させることにつながっている。納富は「石川県立工業学校の後、明治27年富山県に転せられて高岡工芸学校を創設し、居ること三年にして香川県工業学校長に転じ、次いで佐賀県立工業学校長⁸⁶となり、さらに佐賀県立工業学校の分校を有田工業学校として独立させた。納富が、この佐賀に赴任した際、金沢を回想した記事が『佐賀新聞』にある。この記事から、納富が女子のために設置した学科の経緯をみていきたい。

記事によれば、納富は女子の職業教育をおこなうことで工業が隆盛すると考えている。そのためには貿易が重要な方策であるとし、その貿易製品として「必適」なのは「奇麗な刺繡」であると⁸⁷。また「工業は、女子工業に限ると云うのが多年実験していた所の結果である」⁸⁸とあるように、女子の技術と労力に期待した。納富は、これまで伝統技術として存続していた刺繡製品等をさらに改良・向上させるため、女子が技芸や職業技術を身につけた工具となるよう養成するため「繡物科」、「裁縫科」を設置し、

職業教育をおこなったのである。また、納富自身が「私が下画を書いて工女に刺繡させた品物で、半分ばかり成功の際はで善い申分ない」⁸⁹と、女子生徒に手ほどきをしている。さらに女子の技術の高さについて「一体婦女子と云う者は、事其物が緻密なれば緻密なる程其業に適して居るのだ...[中略]斯の如く婦女子は、本業に適して居る。多少綿密な物になるととても、男の及んだ話で無い」と女子の優れた才能に注目している。しかしこのことは同時に、刺繡といった工芸においてこそ、女子の「特性」としての能力が発揮されるという納富の女子職業観の限定性を示すものでもあったのである。

次に、手島の私立共立女子職業学校と納富の金沢区工業学校を比較し、両校における女子教育の特徴を明らかにしたい。

4. 金沢区工業学校と私立共立女子職業学校の比較

女子のための職業教育をおこなうには、学校が必要である。しかし、明治20年(1887)以前までは、法整備や職業学校の創設は遅々として進まない状況であった。そこで、この状況を打開するために、納富は金沢区工業学校、手島らは共立女子職業学校において女子職業教育に関与するのである。

両校の女子職業教育には、どのような特徴がみられるのかを明らかにするため、開校時期から5年間(明治19年~24年)を比較する表を作成した。

表1より、両校の大枠を比較しておきたい。開校当時、設置学科では、両校ともに複数の学科が設置されており、金沢区工業学校は16学科、共立女子職業学校は13学科ある。そして、金沢区工業学校の入学生徒は、受験した科に属し勉強を続けるが、共立女子職業学校の方は13学科の内、12学科を修了することが義務づけられており、多種多様な技芸を修めることになっている。

次に教育方針を比較すると、共立女子職業学

校の方は「学理に趨り実技技芸を軽んずるといふ弊害を無くす」⁹⁰ということから、開校当初は女子が諸職業に適應できるように技芸を身につけさせ、自活できることを目指した教育方針である。術科では裁縫(和服洋服の二科を一本化)、飾帽(履修生多数により制限し、編物・造花で補い明治26年廃止)、編物、刺繡、造花、押絵(明治20年6月廃止)、組糸、図画等がある。学科では普通科目に読書、習字、算術、作文、家事、理科が課せられており、理学の学科目では理科の一教科のみである。裁縫科の設置については、渡辺辰五郎が経営していた私塾和洋裁伝習所⁹¹の生徒を入学させ、引き継いだ。表には示さなかったが、両校の授業時間はほぼ毎日8時間あり、週48時間である(金沢区工業学校の方は、4時間ほど少ないが、文部省学校設置の基準授業時間の40時間以上の条件は満たしている)。一方、金沢区工業学校の教育方針は「工業ニ関スル学理ノ応用及実地ノ芸術ヲ授クルモノトス」とした。これは、「本県はもと特徴の工芸作品に乏しからざりしかど、時勢の変遷は徒らに舊慣を墨守し遺緒習を継承するを以て足れりとせず、進んで学理を講究して、之を技術に応用し、其改良発達を計る」⁹²ために

表1 開校当時の金沢区工業学校と共立女子職業学校の比較表

	金沢区工業学校	私立共立職業学校	備考
創設年月	明治20年(1887)7月	明治19年(1886)9月	
創設者	納富介次郎・宮崎豊次(官吏)	宮川保全・手島精一(官吏)	
設置学科	専門画学部(5科) 美術工芸部(5科) 普通工芸部(6科)	甲科:裁縫・編物・縫製・図画・陶器 乙科:裁縫・造花・押絵科等 乙科:裁縫・編物・刺繡・造花・洗濯・高細工等(12科以上必修)	
教師陣 (開校当時)	主に地方職人・第四高等中学教師等12人	師範学校教師・元文部省官吏等6人	
入学生 (女子が入学した科と人数)	専門画学部:本邦歴史科0/1、 写真植物科5/2、動物科3/2 美術工芸部:織物科1/36、 普通工芸部:裁縫科10/45、髹漆科0/2 計185人(97/88)	甲科:0/178人 乙科:0/186人	男女/女数
教育方針	工業ニ関スル学理ノ応用及実地ノ芸術ヲ授クルモノトス(明治20年) 修業年限5年以下6ヶ月以上 (石川県史料近代編)	女子に適する諸職業を授け広く世の婦女子に実業をせしめんとするに在り(明治19年) 甲科3年、乙科半年~1年 (共立女子学園百年史)	
入学年齢	各部学大修科満14歳以上の普通小学中等科卒業者、他は満13歳以上の普通小学初等科卒業者	甲科10年以上尋常小学校卒者若しくは之に等しき学力を有す、乙科15歳以上読み書きを為し得る者 教師を志望する者乙科に入学	

(表1は、『共立女子学園百年史』、『石川県史』、『金沢市史』等より作成)

表2 開校当時金沢区工業学校生徒在籍数 (明治20年)

学部・科 生徒数	美術工芸部										普通工芸部										専門画学部					計		合計										
	織粘度 模型科		染画科		陶画科		木石 彫刻科		繡物科		染色科		鋳銅科		海産 製造科		裁縫科		髹漆科		陶器 製造科		本邦 歴史科		写真 植物科		写真 動物科		写真 山水科		写意 人物科							
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男		女	男	女	男	女	男	女			
出席生徒	部学/大修		部学/小修		分学/大修		分学/小修		研究生		計		部学/大修		部学/小修		分学/大修		分学/小修		研究生		計		部学/大修		部学/小修		分学/大修		分学/小修		研究生		計			
	1		2		35		1	1	38	14		1	8		1	4		1	4		1	5	1	1		4		4		50	19	69						
	1		2		12		1	1	1	1		1	4		6	17		2	5		2	8		1	1		3		23	27	50							
	1		2		18		1	1	17	2		1	2		2	5		2	18		2	8		1	1		3		32	37	69							
	1		2		44		1	1	39	13		1	10		10	48		2	1		2	13	4	4		4		7		112	94	206						

(表2は、『本稿金沢市史学事編第四巻』pp.1509-1512より作成)

表3 両校の教育方針・設置学科比較表

校名	区分	開校時期及び県立への変遷時期比較	
		明治19年~20年	明治21年~24年
教育方針	金沢区工業学校	工業二関スル学理ノ応用及実地ノ芸術ヲ授クルモノトス(明治20年) (石川県史資料近代編) 修業年限5年以下6ヶ月以上	本校隆盛ト県内工業上ノ裨益トヲ図ル(明治22年県立となり) 本科男女14年以上25年以下 高等小学校卒,同等程度 速成科男女15年以上25年以下 尋常小学校・小学簡易科卒 (石川県教育史第一巻)
	共立女子職業学校	女子に適する諸職業を授け広く世の婦女子に実業を得しめんとするに在り(明治19年) (共立女子学園百年史) 甲科3年、乙科半年~1年	文部省敷地の譲渡,西洋館新築皇后陛下の行幸 手島精一,第二代校長就任(M24.5) 良妻賢母たる資格に適する教育を目指す
設置学科	金沢区工業学校	専門書学部:本邦歴史科,写真植物科,動物科 美術工芸部:刺繍科 普通工芸部:裁縫科,髹漆科	彫刻科,描金科設置 普通工芸部の裁縫科廃止 部学大修・小修・分学大修・小修を廃止し本科,速成科の二科伝習制度設置
	共立女子職業学校	甲科:裁縫,編物,刺繍,造花,押絵,組糸,図画,読書,習字,算術,家事,理科,英語随意 押絵(M20,6),組糸(M19,9)廃止 乙科:裁縫,編物,刺繍,造花,押絵,組糸,紙細工,藁細工,玩具,洗濯,読書,習字,算術 紙細工,藁細工,玩具,洗濯の4科(M19,9)廃止	甲科:割烹(M30)が新学科 乙科:修身(必修),家政科新設 (共立女子学園百年史)

(表3は『石川県教育史第一巻』『石川県史資料近代編』『共立女子学園百年史』より作成)

「石川県産業発展の中堅となるべき、学理を講究してこれを応用する技術者を教育」⁹³した。地方産業の育成を目指した教育方針である。その実現のために裁縫科、繡物科、染画科、陶画科を設置したのである。

学科目については「工業二関スル学理ノ応用」

表4 金沢区工業学校及び石川県立工業学校女子在籍数 ()は女子

年次	割合	明治21年度		明治22年度		明治23年度		明治24年度	
		本科	速成科	本科	速成科	本科	速成科	本科	速成科
美術工芸部	画学部	33%	38%	7%	0%	5%	10%	7%	0%
	彫刻科	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	陶画科	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	繡物科	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	描金科	0%	0%	0%	0%	0%	0%	18%	0%
	染色科	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
普通工芸部	髹漆科	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	裁縫科	100%	100%	100%	100%	100%	100%	0%	0%
	全体	41%	44%	28%	9%	26%	15%	14%	6%
総人数	71(29)	82(16)	108(21)	105(11)					

(表4は、『石川県教育史第一巻』p.506より作成)

とあるように、読書、作文等以外に、物理、化学、実業(実習)、新事実験、分析、図画といった理化学知識を得るための学科目が多くみられる。また自立し自営ができるように簿記、経済などの科目が設けられている。共立女子職業学校が一般教科を多く課している点とは異なる。

また、女子の入学年齢では、金沢区工業学校が「部学大修科のみ五箇年にして、部学小修科・分科大修科・分学小修科は各三箇年なりき、各部学大修科へは満十四年以上の普通小学中等科卒業者たるを要し、他は満十三年以上の普通小学初等科卒業者たるを要したるもの」⁹⁴とある。一方の共立女子職業学校では「甲科、乙科を設置し、甲科の入学には、尋常小学校を卒業していることが条件である。乙科の入学は、既に読み書きができる者で年齢は十五歳以上としている。また乙科の卒業生の中から教員として学校に残る者が多かったが、これはかなりの技術をもっていた年長者が乙科に入学したためである」⁹⁵とあるように、両校ともに尋常小学校卒業が条件である。また、両校は基礎から教える課程と、ある程度の読み書き能力があり技術を兼ね備えた女子が入学できる課程がある。この点でも共通している。さらに、開校当時は女子が職業に就くための技術を身につけることで、自立できるようにする教育を目指していた点でも同様である。しかし、共立女子職業学校に入学した生徒は、技芸技術を身につけ職業に従事する者も多かったが、中には「良妻賢母」の心得としての術科を主に学び、職業に就くことを目的としなかった生徒もいたのである。また、学校で制作した製品は、皇族へ献上されるなど質の高いものができ、注文も多かったとある。さらに、教師を目指して「石川県より式名、新潟、富山、広島、岡山の各県より各壺名の入学生あり」⁹⁶といった具合に全国から乙科に入学する生徒もいた。

一方の金沢区工業学校では、開校当初に女子が最も多く在籍した繡物科や裁縫科において物理、化学、幾何等の科目を学ばせ、学理を応用した

伝統技術を習得させている。卒業した女子生徒は、伝統産業である刺繍、九谷焼等の諸産業に就き、伝統産業を復興させる人材となっていたことが『佐賀新聞』にみられる。たとえば、ハンカチーフなど当時貿易品となるような製品の製作ができるよう、技芸技術を習得させることで、限定的な職種ながら、自らの知識・技能によって地域社会の中で自立して働く女性も輩出した。このように金沢区工業学校は、工業に関する学理を応用したことが、共立女子職業学校とは大きく異なる点である。

なお授業料では、金沢区工業学校の部学大修は40銭、分学小修が15銭で、専門学科によって異なっている。共立女子職業学校の方は、甲科が1円、乙科が50銭と高い。

次に、表2は金沢区工業学校開校当初の学科別在籍生徒数を一覧にしたものである。学部は美術工芸部、普通工芸部、専門画学部の3部に、それぞれに科が配置され、計16学科ある。また、各学部は部学大修科・部学小修科、分学大修科・分学小修科の四分類としている。

また、学課の程度については、部学大修科が「工業ニ要スル学課ノ稍高尚ナル者[ママ]ヲ授ケ」、部学小修科は「其ノ工芸ニ必要ナル学科ノ大修ニ比シテ稍簡易ナル者[ママ]ヲ授ケ」とし、さらに分学大修科は「一工芸ニ関スル全体ノ技術ヲ専修セシメ学科ハ其大要ニ通曉セシムル者[ママ]トス」、分学小修科は「一工芸中ノ分業法ニ拠リテ技術ヲ専修セシメ学科モ亦之ニ準ス」⁹⁷と金沢区工業学校規則で定めている。

入学および修業年限は、部学大修科が5年で男子満14歳以上、女子13歳以上25歳以下で普通小学中等科を卒業した者、それ以外の部学小修科・分学大修科・分学小修科の修業年限は3年で、普通小学初等科を卒業した者が入学できた。そして、部学大修科は正規の授業を受ける正修科と称され、他の科は変則的な授業を受けるため速成科と称した。在籍女子生徒は、美術工芸部の刺繍科に36名、普通工芸部の裁縫科には45名と16学科中で最も多くの女子

生徒が学んでいる。また、専門画学部の本邦歴史科に1名、普通工芸部の髹漆科にも2名が在籍している。さらに、研究生として女子が多数在籍しているが、これは「金沢区工業学校規則」によれば見習いである。また、本人が望めば生徒と同様に学ぶこともできたとある。

開校初年度の学校維持費については「年間2,484円でその内の半額が俸給に充てられていた。そのため校費が少なくなり、納富は勸業博物館の展示品や蔵品を教材とし、また製品試験や図案考案などの手数料を経費の一部に充当」⁹⁸していた。翌年度には、地方税より1,500円の補助金を受けることになった。しかし、後にこの俸給額が県議会で問題となる。

さらに、表3からは両校の教育方針と設置学科の変遷を検討する。森文部大臣が明治20年(1887)10月26日、金沢区工業学校の開校式に臨席した際に、県に対して県立学校とするよう指示していたことから、2年後の明治22年(1889)8月には正式に文部省から尋常中等学校の学科程度と同等以上と認定されて県立に昇格し、校名も石川県立工業学校と改称した⁹⁹。

県立工業学校に昇格すると、納富はさらに「本校ノ隆盛ト県内工業上ノ裨益トヲ図ル為」に商議会を設置し、石川県工業学校々則第一条で「本校ハ県下ニ必要ナル実業ニ就キ其芸術ト之ニ関スル学理トヲ兼授ク」¹⁰⁰と定め、学科の整理をおこなった。

納富は、部学大修科・小修科、分学大修科・小修科の区別をやめ、本科と速成科の二科に改めた。さらに伝習制度を設け「見習仕度ニ付伝習生御許可被成下度此段願上候也」¹⁰¹という願い届けを出せば入学ができ、短期間で技術習得を可能にした。県立になると入学資格は表3のようになり、本科では男女とも満14歳以上満25歳以下で、高等小学校卒または同程度の学力を有する者とした。速成科は男女とも満15歳以上満25歳以下で、尋常小学校または小学簡易科卒業または同程度の学力を有する者としている。ここで、速成科の入学年齢が15歳

以上となっており、高等小学校修了の14歳と1年の開きがあるが、これは実務経験を積んだ者を入学させたということである。女子が開校時に多く在籍した普通工芸部の裁縫科は、女子生徒の減少により明治24年度には廃止となっている。石川県立工芸工業高等学校(昭和24年に一時校名改称)『七十年史』は、「美術工芸部以外は、ほとんど職がなく、退学が多かった。また裁縫科は工業学校に不適當だった」¹⁰²ことを理由としてあげている。これは、石川県工業学校々則第一条で「学理トヲ兼ネ授ク」としていたにもかかわらず、明治24年度には、繡物科と裁縫科の科目から「理化学ヲ省ク」としたことにより校則とも合わず廃科への一因となったのであろう。しかし、繡物科は残った。これは、先の『佐賀新聞』でみたように、刺繍は産業として成り立ったためである。

他方、共立女子職業学校は、明治24年(1891)第二代校長に手島を就任させた。手島は、校長になると「良妻賢母」教育を明確な方針とし、職業教育をすすめた。たとえば鳩山春子は、手島から共立女子職業学校の教師として招聘された際、「良妻賢母たる資格に適切な学科を設け家政科として...[中略]学校で育てたい」¹⁰³ので協力して欲しいというものだった、と回想した。このように手島は、家政科を新設し良妻賢母たる女性として育て、さらに「女子に求むる要求は、基本分たる家庭的の知識を養成するといふことであります...[中略]家庭に必要な裁縫以下の技術と、これに関係している学科を習得せしむる...[中略]家庭上の有力なる技術として、一朝不慮の境遇に遭遇せる場合に、自活の路を得る準備」¹⁰⁴をするといった教育を目指していたのである。表3から明らかのように、手島によって文部省が目指す学校へと方針が変化し、教育目標も「良妻賢母たる資格に適する教育」となり、開校当時の教育目標とは大きく変わってしまった。学科では、藁細工や押絵などの術科が乙科、甲科においても廃止され、新たに手島が構想した家政科を設置したのである。

最後に、表4は『石川県教育史第一巻』をもとに作成した、金沢区工業学校での女子在籍数の推移表である。表4によれば、開校当時185人の内、88人の女子が在籍していたが、翌年度の生徒数は、男女ともに大きく減少している。各部の学科も整理され、わずかながら女子生徒が在籍した科は、美術工芸部の繡物科、普通工芸部の裁縫科で、繡物科には10名前後在籍している。しかし、裁縫科の女子数は、極端に減少している。この原因を『七十年史』では「当初県庁の課長や郡役所の役人の娘やその他上流家庭の子女が入学していたことから、技術者として入学したというより、上級学校へ進学してきたという生徒が多いため、途中で退学した」¹⁰⁵ことによるとしている。地方の伝統産業を支え、自らの技芸をもって職業に従事する女性を輩出するという、納富の当初の意図とは異なる入学者の実態があったのである。結果として、明治24年度には、裁縫科が廃止された。この時期、納富は県議会から学校運営等への非難を受け、俸給も校長給から教諭給へと格下げされている。「本件知事カ県会ノ議決ヲ経スシテ明治二十二年度県立工業学校々長手当金ヲ予備費ヨリ支出シタルハ其当ヲ得サルモノトス」¹⁰⁶という、納富校長の俸給を減額する決定がなされたのである。納富の意に反した裁縫科の廃止と減給である。この辺りの経緯については、今後さらに検討したい。

おわりに

以上検討してきたように、納富は女子の職業教育を工業学校という場で先駆的に起こした。これは、文部省もまだ手をつけていない教育分野だった。納富は、ウィーン万博に参加したことで海外での女子職業教育が、いかにその国の

発展に寄与していたかを知った。そのため帰国後には、勸業寮で女子に技術伝習をおこなったのである。しかし、時の政情とも関係し勸業寮は廃止される。

文部省は、女子の教育方針を「良妻賢母」とし、師範学校でその「良妻賢母」を教える女教師を育成した。しかし、女子の職業教育という点での政策はなかった。そうした実情を文部省を辞任した宮川は憂い、女子に技芸を教える共立女子職業学校を創設したのである。こうして設立した同校も、その創設に協力した文部省官吏の手島が校長になると、その「良妻賢母」を方針とした教育へと方向が転換されたのである。

一方の納富は、手島のような「良妻賢母」という教育を目指してはいなかった。疲弊している地方の産業を振興し、国を豊かにすることを目指し、これまでの伝統的な技術に、科学的な知識を織り込んだ製品創出をするために、女子の持っている「特性」だと納富が考えるところの、緻密さと精巧さを活かした職業教育を、工業学校でおこなったのである。『佐賀新聞』でみたように「金澤では極手軽な仕事であるが、ハンカチーフの繡丈で明治二十年以来四五千人の女子が職業に有附きて金澤の衰微を挽回して居る」¹⁰⁷とあるように、納富は女子が学べる学校を創設し、女子に技術・技芸を身につけさせ、女子を社会に送り出したことで、地方の金沢を再び隆盛させようとしたのである。

納富は、女子卒業生を職業に就かせ地方産業を隆盛させたにもかかわらず、明治26年(1893)11月10日に県へ辞表を提出した。納富に辞表を出させたその議会の動向を含め、今後は納富が工業教育・職業教育実践において抱えざるを得なかった課題についてさらに調査研究したい。

注

- 1 田中芳男平山成信『澳国博覧会参同記要』下編技術伝習、フジミ書房、1897
- 2 同上、pp.105-106
- 3 濱太一『工業教育思想の研究－納富介次郎と金沢区工業学校－』橋本確文堂、2012
- 4 畑正吉「工芸の先覚者納富介次郎先生」『叢書・近代日本のデザイン1』柴藤印刷所、1929
- 5 三好信浩『日本工業教育成立史の研究－近代日本の工業化と教育－』風間書房、1979
- 6 三好信浩『手島精一と日本工業教育発達史－産業教育人物史研究Ⅰ』風間書房刊、1999
- 7 三好信浩『日本の女性と産業教育－近代産業社会における女性の役割－』東信堂、2000
- 8 三好信浩『日本工業教育発達史の研究』風間書房刊、2005
- 9 前掲三好『日本工業教育発達史の研究』p.371
- 10 前掲三好『手島精一と日本工業教育発達史－産業教育人物史研究Ⅰ』p.161
- 11 前掲『日本の女性と産業教育』p.158
- 12 前掲『日本工業教育発達史の研究』p.353 参照
- 13 同上、p.359
- 14 前掲田中『澳国博覧会参同記要』下編技術伝習、pp.84-85
- 15 同上、pp.84-85
- 16 前掲三好『手島精一と日本工業教育発達史－産業教育人物史研究Ⅰ』p.169 参照
- 17 前掲三好『日本の女性と産業教育』p.99 参照
- 18 大久保利謙『森有礼』文教書、1944、pp.40-49
- 19 仲新「明治教育史の一考察－明治初期におけるアメリカ合衆国の影響をめぐりて－東京大学教育学研究室教育思想研究会編『アメリカの教育』目黒書店、1948、p.36 参照。
- 森川輝紀「田中不二麿と教育令－近代教育の岐路をめぐって－」『埼玉大学紀要[教育学部]教育科学』第35巻第2号、1986、参照。橋本美保「教育令制定過程における田中不二麿のアメリカ教育情報受容－アメリカ教育制度の研究とウィリアム・T・ハリスの影響を中心に－」『日本の教育史学』第43号、2000、参照
- 20 同上、pp.38-39
- 21 野田義夫『明治教育史』育英舎、1907、p.48
- 22 片山清一『近代日本の女子教育』建白社、1984、p.8
- 23 アリス・ペーコン『明治日本の女たち』矢口祐人、砂田恵理加共訳、みすず書房、2003、pp.55-56
- 24 野田義夫『明治教育史』育英舎、1907、p.48
- 25 同上、p.41
- 26 同上、p.49
- 27 『石川百年史』石川県公民館連合、金沢印刷、p.158
- 28 前掲『明治教育史』p.49
- 29 同上、p.42
- 30 安達龍作『手島精一伝』手島工業教育資金財団、1981、pp.80-82
- 31 前掲『近代日本の女子教育』p.55
- 32 『共立女子学園百年史』共立女子学園百年史編集委員会、ぎょうせい、1986、p.24
- 33 文部省『実業教育五十年史』文部省実業学務局編集、1934、p.218
- 34 櫛田眞澄『男女平等教育阻害の要因－明治期女学校教育の考察－』明石書店、2009、9、p.226 参照
- 35 前掲『共立女子学園百年史』p.25
- 36 同上、p.24
- 37 同上、p.36
- 38 同上、p.29 参照
- 39 『手島精一先生傳』手島工業教育資金団、1929、pp.1-2
- 40 同上、pp.1-2
- 41 同上、pp.1-2
- 42 『米国百年期博覧会教育報告』文部省、1877
- 43 前掲『手島精一伝』p.116
- 44 前掲『手島精一先生傳』p.6
- 45 文部省『実業教育五十年史』文部省実業学務局編集、1934、pp.219-220
- 46 前掲『手島精一先生伝』pp.238-240
- 47 同上、p.242
- 48 前掲『共立女子学園百年史』pp.3-4

- 49 同上、pp.120-121
- 50 同上、pp.120-121
- 51 同上、pp.89-90
- 52 木村匡『森先生伝』大空社、1987、pp.197-198
- 53 前掲田中『澳国博覧会参同記要』下編、pp.105-106
- 54 同上、下編、pp.105-106
- 55 同上、下編、pp.105-106
- 56 同上、下編、pp.105-106
- 57 同上、下編、pp.105-106
- 58 同上、下編 p.106
- 59 前掲田中『澳国博覧会参同記要』付録 p.49
- 60 同上、付録 p.51
- 61 同上、付録 p.109
- 62 同上、付録 p.207
- 63 同上、付録 p.207
- 64 同上、付録 p.185
- 65 同上、下編 p.118
- 66 同上、付録 p.100
- 67 文部省『産業教育百年史』ぎょうせい、1986、p.10
- 68 土屋忠雄『明治前期教育政策史の研究』講談社、1962、p.246
- 69 『農商務省沿革略志』農商務省、1881、pp.1-2
- 70 前掲田中『澳国博覧会参同記要』上編、p.112
- 71 『石川県学事報告』第二十二号、第弐部学務課刊行、石川県史資料近代編(11)、p.386
- 72 『本稿金沢市史学事編第四畢』和田文次郎、凸版印刷、1924、pp.1495-1496
- 73 同上、p.1496
- 74 前掲田中『澳国博覧会参同記要』下編、p.113
- 75 『金沢市議会史年表編』金沢市議会、能登印刷、1997、p.24
- 76 前掲田中『澳国博覧会参同記要』下編、p.113
- 77 『石川県立工業学校創立二十五年記念』校友会雑誌第十六号、1911、p.4
- 78 同上、p.4
- 79 同上、p.3
- 80 『日本漆工』日本漆工協会、1964、NO159、p.4
- 81 平賀義美『日本工業教育論』原亮三郎出版、1887
- 82 明治18年『織物集談会』蘭糸織物陶漆器共進会、有隣堂、1885、8、
- 83 秋山廣太『平賀義美先生』丁酉倶楽部、1934、4、p.80
- 84 同上、p.91
- 85 前掲平賀『日本工業教育論』、pp.86-88
- 86 『石川県史第四編』石川県、北国書籍印刷、1974、pp.740-741
- 87 『佐賀新聞』明治34年(1901)7月16日付
- 88 同上
- 89 『佐賀新聞』明治34年(1901)7月18日付
- 90 前掲『共立女子学園百年史』p.89
- 91 同上、p.33
- 92 前掲『本稿金沢市史学事編第四畢』p.1495
- 93 前掲『七十年史』p.12
- 94 前掲『本稿金沢市史学事編第四畢』p.1494
- 95 前掲『共立女子学園百年史』p.16
- 96 同上、p.102
- 97 『七十年史』創立七十周年記念会、1957、p.15 参照
- 98 『石川県教育史』石川県教育史編さん委員会、1974、p.529 参照
- 99 『石川県史』第四編、1974、p.630
- 100 『石川県令達全書』石川県庁、経業堂、1909、p.18
- 101 同上、p.34
- 102 前掲『七十年史』p.51 参照
- 103 前掲『共立女子学園百年史』p.46
- 104 同上、pp.75-76
- 105 前掲『七十年史』p.50 参照
- 106 『石川県議会史』石川県議会史編さん委員会、山越、1969、p.947
- 107 前掲『佐賀新聞』明治34年(1901)7月18日付